

- (3)重要な使用人の選任及び解雇
- (4)従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5)内部管理体制の整備

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があったときは、副会長が議長となる。

(決議)

第35条 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数以上が出席し、その過半数もって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(会議の議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名又は記名押印する。

第7章 会 計

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画及び収支予算に関する書類は、毎事業年度開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認をうけなければならない。これらを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第39条 本会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。